

高齢者支援（福祉）サービスについて



【在宅の方】

- ・ 配食サービス
- ・ 徘徊高齢者家族介護支援サービス
- ・ 緊急通報システム

【施設】

- ・ 養護老人ホーム
- ・ 生活支援ハウス
- ・ シルバーハウジング

【その他】

- ・ 成年後見制度
- ・ 障害者控除

配食サービス

●内容

在宅の高齢者の栄養状態の改善、地域における自立した生活の継続を支援することを目的に、1日1食、委託事業者が高齢者の自宅に昼食または夕食を配達し、安否確認を行います。

●対象者

市内に居住するおおむね65歳以上の独居の方、もしくは高齢者のみの世帯の方で、身体機能の低下や認知症などの理由で、買い物・調理が困難な方。

●費用

1食420円（委託事業者に支払い）

●申請方法

ケアマネジャーまたは地域包括支援センター経由で申請。
（配達を希望する事業所に配達が可能か事前に確認してください。）

- ・配食サービス申請書
- ・配食サービス専用アセスメント票

徘徊高齢者家族支援サービス

●内容

認知症により徘徊のある高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、小型の位置探索システム専門端末機（GPS端末機）を貸与します。

【GPS端末機：高さ84mm×幅46mm×厚さ16mm、重さ：67 g、連続動作時間：最大350時間】

●対象者

おおむね65歳以上の徘徊のおそれがある高齢者を在宅で介護している方。

●申請方法

ケアマネジャーまたは地域包括支援センター経由で申請。

- ・徘徊高齢者家族支援サービス申請書
- ・利用者基本情報2枚
- ・高齢者支援サービス共通アセスメント票
- ・サービス計画書
- ・本人の写真（お手持ちの写真で結構です。）
- ・誓約書
- ・口座振替依頼書（申請時にお渡しします。）

●費用

費用項目・内訳		費用(税別)
利用料（毎月）		なし
初期費用	Aセット（充電器のみ）	2,500円
	Bセット（充電器・予備バッテリー）	5,900円
検索料	電話で検索 1回につき ※ネット検索は無料	200円
搜索料	1時間につき（業者が対応）	10,000円
その他	機器の紛失、破損	10,000円

緊急通報システム

●内容

緊急通報装置とセンサーを貸与し、ご自宅で急病などの緊急事態に陥った時に通報装置のボタンを押すか、センサーからの自動通報(18時間反応がない)をもとに、委託先のコールセンターが近隣の緊急通報協力員（2名設定）や消防に連絡を行い、対象者の速やかな救助を行います。

※緊急通報協力員(知人、親族、民生委員、介護事業所など)となる方には事前に同意を得てください。

●対象者

以下のいずれかの条件を満たす、独居もしくは高齢者のみの世帯の方。

①おおむね65歳以上で、身体状況・健康状態に問題があり、常に注意が必要で、緊急時における連絡手段の確保が困難な方。

②85歳以上の方。

●申請方法

ケアマネジャーまたは地域包括支援センター経由で申請。

- ・緊急通報システム申請書
- ・緊急通報システム誓約書
- ・市県民税所得課税証明書(市民税課、支所で発行) ※有料
または
生活保護受給証明書(生活福祉課で発行)

●費用

階層	所得・機器区分		負担金(税別)
A	生活保護受給		0円
B	市民税 非課税	固定型	200円
		携帯型	300円
C	市民税 課税	固定型	700円
		携帯型	1,000円

養護老人ホーム

●内容

家庭環境、住宅環境などの理由で、在宅で生活することが困難であり、かつ経済的に困窮しているおおむね65歳以上の高齢者を入所措置します。

●対象者

おおむね65歳以上の高齢者で次の1～3の要件をすべて満たす方。(要介護1までが対象)

1 環境上の事情

家族や住宅の状態など、現在おかれている環境の下では、住宅において生活することが困難であると認められる方。

2 経済的事情【次のいずれかに該当する方】

①生活保護を受けている世帯の方

②その高齢者の世帯の生計中心者が市民税の所得割の額を課されていない方

③災害の発生などにより所得の状況に著しく変動があるなど、その高齢者の世帯またはその生計中心者が①または②に相当する状態にあると認められる方

3 健康状態

入院加療が必要でないこと。また、感染症疾患を有しないこと。

●利用料

入所者本人や扶養義務者の所得に応じた費用徴収基準により決まります。

●申請方法

市が入所の可否を決定するため、申請が必要となります。長寿社会課にご相談ください。

●施設

施設名	所在地
清風園	大和町898
ソレイユ	権常寺町1400
グリーンホーム	世知原町栗迎1
しかまち	鹿町町下歌ヶ浦109-7

生活支援ハウス

●内容

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるように支援することを目的とした施設です。

●対象者

市内に居住する60歳以上の方で、原則として一人暮らしまたは夫婦のみ世帯に属し、家族による援助を受けることが困難であったり、高齢のため独立して生活することに不安がある方で、かつ次の要件のすべてに該当する方。(要支援2までが対象)

- ①自立して生活を行うことができるものの、日常生活において何らかの援助が必要であること
- ②入院加療が必要でないこと。また、感染症疾患を有しないこと
- ③認知症等による問題行動が認められないこと

●利用料

対象者の収入によって負担金が決まります。日常生活に必要な経費（光熱水費、食費、医療費、嗜好品等）は別途対象者で負担していただきます。

●申請方法

市が利用の可否を決定するため、申請が必要となります。長寿社会課までお尋ねください。

●施設

施設名	所在地
あそかのもり	松瀬町1150
春日スプリングガーデン	春日町710-1
慈恵苑	宇久町平1911-1
榎の木庵	江迎町赤坂282-24

シルバーハウジング

●内容

高齢者や障がい者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、市営泉福寺住宅の一部をバリアフリーにし、生活援助員（LSA）を派遣して入居者の安否確認や生活相談に応じる等のサービスを提供しています。

【LSAのサービス内容】

訪問や電話による定期的な安否確認、日常生活に関する相談対応、一時的な家事援助、入居者の緊急時の駆け付け対応、入居者に代わっての関係機関への連絡など。介護及び訪問介護員（ホームヘルパー）相当の家事はおこないません。

●対象者

市営住宅の「一般世帯向け住宅」の申込条件を満たす方で、60歳以上または障がい者である方。
シルバーハウジングに該当する居室は39室。

●利用料

入居者の前年の所得税額によって負担金が決まります。

●申請方法

入所を希望する方は、佐世保市営住宅管理センターにご相談ください。

成年後見制度

●内容

認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が不十分な方に対し、財産や人間としての尊厳が損なわれないよう支援する制度です。

●対象者（市長申立の場合）

成年後見制度の市長による申立は、他に申立を行う方がいない方が対象です。また、成年後見制度の市長による申立以外に保護可能な手段がある場合も対象とならない場合があります。

基本的に他の申立人がいる場合は対象となりませんが、親族がいても、財産目的や虐待がある等本人の権利擁護が期待できない場合は対象となります。

●助成メニュー

- ・ 申立費用助成
- ・ 後見人等報酬助成

●申請方法

長寿社会課へご相談ください。

障害者控除

●内容

障害者控除対象者認定書の交付を受けた本人または扶養者は、確定申告時に身体障害者に準ずる者、または身体障害者に準ずる者を扶養している者として税控除を受けることができます。

●対象者

下記のすべてを満たす方

- ・申告が必要な年の12月31日時点で（死亡した方は死亡日時点で）
①65歳以上、②佐世保市に住民票がある、③要介護1以上（ただし、障害高齢者の日常生活自立度A以上、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上のどちらかに該当する必要あり）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けていない方（確定申告時に手帳を提示すれば税控除を受けられるため）
- ・所得税または住民税非課税世帯でない方（非課税世帯の場合、税控除する必要がないため）

●申請方法

長寿社会課窓口で申請書をご記入ください。（前年分について、毎年1月から受付開始）